

出席停止となる学校感染症一覧表

感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	痘そう	
	ジフテリア	
	南米出血熱	
	急性灰白髄炎	
	ペスト	
	クリミア-コンゴ出血熱	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
	新型インフルエンザ等感染症	
指定感染症		
新感染症		
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症※	

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)等

(学校保健安全法施行規則などより)

- * 医療機関で診断された時は、チューター(ゼミ指導教員)と健康管理室へ速やかに電話連絡してください。
- * 一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり「欠席」にはなりません。
- * インフルエンザの場合は出席停止解除後、初回診察時の領収書と薬の説明書を健康管理室へ提出してください。健康管理室において「治癒証明書」を作成します。
- * 新型コロナウイルス感染症の場合は出席停止解除後、陽性が証明できる検査結果を健康管理室に提出してください。健康管理室にて「治癒証明書」を作成します。
- * 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症については、「学校感染症による通学許可に関する意見書」をProselfからダウンロードして医療機関で記入をしてもらい、健康管理室に提出してください。
- * 「出席停止解除にかかわる証明書」「治癒証明書」「学校感染症による通学許可に関する意見書」は欠席した授業の科目担当教員に提示をしてください。

問い合わせ先: 今治キャンパス 健康管理室
TEL 0898-52-9030